## 三島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正(案)について

## 1 条例改正の背景

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)の規定により介護保険法(平成9年法律第123号)及び関係政省令が改正され、平成30年4月1日より地域密着型サービスに「共生型地域密着型通所介護」が創設されました。指定地域密着型サービスの設備基準や運営基準等については、介護保険法の規定により、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされており、関係政省令の改正を受け、本市の条例についても、共生型地域密着型通所介護の設備基準や運営基準等を定めるための一部改正を行う必要があります。

なお、条例の制定時期については経過措置として最長1年間の猶予期間が設けられており、 三島市では、パブリック・コメントを行い、内容をよく精査するため、経過措置を活用しま す。

## 2 関係法令

- (1)介護保険法(平成9年法律第123号)
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省 令第34号)

## 3 条例改正の方向性

今回の改正は、新たに厚生労働省令で定められた「共生型地域密着型通所介護」の設備、運営等の基準について市の条例に定めるものです。

改正にあたり、「厚生労働省令で定める基準に従い定める」又は「厚生労働省令で定める基準 を標準として定める」とされている基準については、厚生労働省令の基準のとおり規定します。

また、「厚生労働省令で定める基準を参酌する」とされている基準については、現行法令の内容を十分考慮した上で、市独自の基準を定めることが可能となっていますが、現状では、本市の実情に省令と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないこと、また、今回の省令の改正は、国の社会保障審議会において検討が重ねられたものであることから、原則として、省令が示している基準をもって本市の基準とする改正案とします。

ただし、今後、パブリック・コメントや関係者の意見聴取等を経て、現行の省令の基準と異なる規定の必要性を検証し、改正案を取りまとめることとします。